

1. 対象者について

Q. 1 - 1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、文化芸術活動を自粛・縮小せざるを得ない」とあるが、活動の自粛・縮小について証明書等の提出は必要ですか。

A. 1 - 1 証明書等の提出は不要ですが、申請書の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による自身の活動への影響について」欄に、ご自身の活動への影響をできるだけ具体的に記載してください。

Q. 1 - 2 募集要項に記載された分野しか対象にならないのですか。

A. 1 - 2 『文化芸術基本法』第3章「文化芸術に関する基本的施策」第8条～第12条に列挙されている分野であれば、募集要項に例示した分野以外も対象になります。

Q. 1 - 3 プロのアーティスト等であることの要件は何ですか。どのように判断するのですか。

A. 1 - 3 文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している（総収入の1/2以上が文化芸術分野における活動収入である）方で、公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等に携わっている方です。申請書類に記載された内容も含めて審査しますので、活動内容についてできるだけ具体的に記載してください。また添付書類として、これまでの活動実績が分かる写真やパンフレット、プログラム、チラシ等の資料（公式ホームページ等で確認できる場合はURLの記載のみでも可）を併せて送付してください。

Q. 1 - 4 ピアノ教室や書道教室等の収入により生計を維持している場合、応募することはできますか。

A. 1 - 4 主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持しているだけでなく、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示等の制作に携わっている方であることを対象者の要件の一つとしています。そのため、例えばピアノ教室や書道教室等での指導だけでは、対象者とはなりません。

Q. 1 - 5 「直近1年以上継続して文化芸術活動を行っていること」とありますが、証明書等の提出は必要ですか。

A. 1 - 5 証明書等の提出は不要ですが、応募書類の「直近3年間の文化芸術活動の実績」欄に直近3年以内の活動履歴について記載してください。当該記載から直近1年以上継続して活動していることを判断します。また直近1年間の活動実績を示す資料として、申請書に記載した活動履歴に関するチラシ、プログラム等の写しや写真を提出してください。

Q. 1 - 6 直近1年間は、プロとしての活動を休止していました。この場合、対象になりますか。

A. 1 - 6 直近1年以上継続して、プロフェッショナルとして芸術文化活動を行っていることを対象者の要件の一つとしていますので、直近1年間において活動をしていなかった方は原則として応募対象とはなりません。ただし、出産、療養など特段の事情がある場合はこの限りではありませんので、該当する場合は申請書にその旨がわかるように明記してください。

Q. 1 - 7 「市川市内を主な活動拠点にしていること」の証明書等の提出は必要ですか。

A. 1 - 7 証明書等の提出は不要ですが、応募書類の「直近3年間の文化芸術活動の実績」欄に、市川市内を主な活動拠点にしていることが分かるよう、公演・展示等の会場等を含め、できるだけ具体的に記載してく

ださい。なお、全国や地域を巡回等する活動の中で、市川市内で開催したことだけをもって、「市川市内を主な活動拠点にしていること」には該当しません。

Q. 1 - 8 グループで応募する場合、全員が応募要件を満たしている必要がありますか。

A. 1 - 8 グループでの応募の場合、以下の要件のうち（１）については構成員の半数、（２）については全員が申請者の資格の要件を満たす必要があります。

（１） 市川市内在住又は市川市内を主な活動拠点にしていること。

（２） プロフェッショナル（文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している方で、公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等に携わっている方）として、直近１年以上継続して文化芸術活動を行っていること。

Q. 1 - 9 海外を主な活動拠点にしていますが、対象になりますか。

A. 1 - 9 市内在住の方であれば、対象になります。

Q. 1 - 10 外国人も対象になりますか。

A. 1 - 10 応募にあたり国籍は問いません。

Q. 1 - 11 YouTube 上で日ごろから活動を行っていますが、対象になりますか。

A. 1 - 11 募集要項に定める要件を満たしていれば対象になります。ただし本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティスト等を対象としています。また、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行っていること等も要件の一つとなっています。詳しくは募集要項をご確認ください。

Q. 1 - 12 市川市との関わりについての記載は、どういった内容を書けばいいですか。

A. 1 - 12 在住／活動拠点がある等、またこれまでの市川市での実績や今後市川市で実施したいこと、実施予定計画等についてできるだけ詳しく書いてください。

2. 対象作品について

Q. 2 - 1 過去に公演したことがある曲や演目を演奏等し、新作として応募することはできますか。

A. 2 - 1 本事業用に新たに演奏等して映像作品を制作する場合は、応募が可能です。

Q. 2 - 2 過去に制作した発表済みの映像作品に解説等を加えて編集しても対象になりますか。

A. 2 - 2 発表済みの映像に解説等を加えて新たな作品として応募することは可能です。企画書にその旨を明記してください。

Q. 2 - 3 使用楽曲等の著作権関係の対応はどのようにしたらよいでしょうか。

A. 2 - 3 "著作権等権利関係については、応募者ご自身で対応いただきます。なお、応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

映像作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTube では、一般社団法人日本音楽著

著作権協会団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結していません。詳細については、YouTube にご確認ください。

Q. 2 - 4 「映像作品や映像作品内で紹介している作品は、今後市川市が実施する事業において使用する可能性があります」とはどういうことですか。

A. 2 - 4 市川市では、地域や民間企業と連携を図りながらアーティストによる幅広い分野の作品発表の場を創出することにより、市民が日常的に文化に触れることができるまちづくりを進めています。今後市内で様々なアート作品の展示やイベント等を行う際、応募いただいた動画や動画で紹介されている作品を使用させていただくことがあります。その場合は応募者にその旨個別にご連絡いたします。

3. 応募について

Q. 3 - 1 同一人が複数の企画に応募することはできますか。

A. 3 - 1 個人として一人1件のみ応募することができる他、希望する場合は複数のグループに参加することが可能です。なお、複数の参加者で映像作品を作る際は3密を避け、コロナウイルス感染防止に努めてください。

Q. 3 - 2 グループで応募しようと思っておりますが、個人毎に申請書、企画書を提出する必要がありますか。

A. 3 - 2 グループとして応募する場合は代表者を一人決め、その代表者の方が申請書と企画書を取りまとめて応募してください。グループ構成員全員分の申請書と各人の活動実績を示す資料、また企画書と企画内容補足資料(任意)は一部のみ送付してください。

Q. 3 - 3 応募書類の審査はどのような観点で行われるのですか。

A. 3 - 3 審査は以下の観点から行います。

- 1 申請書での審査（募集要項及び応募規約に規定する要件を満たしているか）
- 2 企画書での審査(募集要項「10. 審査及び通知」に明記したア、イ、ウの要件を満たしているか)

Q. 3 - 4 採択は先着順で決まるのですか。

A. 3 - 4 募集期間終了後、すべての応募書類の審査を行います。審査に要する時間によって、採用決定のお知らせの順番は前後することがあります。

Q. 3 - 5 審査にはどのくらい期間がかかりますか。

A. 3 - 5 応募状況にもよりますが、募集締め切り後順次速やかに進めます。

4. 動画制作・配信について

Q. 4 - 1 グループ構成員で集まって動画を撮影することはできますか。

A. 4 - 1 映像作品の制作に当たっては、3密を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

Q. 4 - 2 動画中に自己の活動のPRを入れてもいいですか。

A. 4 - 2 可能です。クレジットタイトルも表示していただいて差し支えありません。ただし、ご自身の活動の宣伝・告知が主な内容となる映像作品については、対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q. 4 - 3 グループの構成員は必ず動画に登場しなければならないのですか。

A. 4 - 3 応募対象者には制作スタッフ等の方も含まれますので、映像作品中に全員が登場しなくても差し支えありません。それぞれの専門領域を活かす形でご参加ください。

Q. 4 - 4 映像作品の制作に係る経費（撮影機材の購入・レンタル、会場費等）を補助してもらえますか。

A. 4 - 4 映像作品制作に係る経費について補助は行いません。

Q. 4 - 5 映像作品は、いつ頃配信されますか。

A. 4 - 5 映像作品の内容確認後、できるだけ速やかに配信する予定です。

Q. 4 - 6 映像作品は、どのような形で配信するのですか。

A. 4 - 6 制作していただいた映像作品については、市川市の専用ウェブサイト及び公式 YouTube チャンネル等にて配信します。なお配信に当たり、企画書に記載の「作品タイトル」「企画内容」「アーティスト・グループ名」「アーティスト・グループのプロフィール」を作品紹介のため使用します。

Q. 4 - 7 事業のキャッチフレーズ「ICHIKAWA Artists for Tomorrow」を作品中で表現するとありますが、どうすればよいですか。

A. 4 - 7 動画のどこかで自由に表現してください。市ホームページでダウンロードできる本事業のロゴを動画の中で使用するだけでも構いません。

Q. 4 - 8 配信された映像作品を自分でも公表したり、販売したりすることはできますか。

A. 4 - 8 市川市の専用ウェブサイト及び公式 YouTube チャンネルに配信された後であれば、ご自分で公表、販売等を行うことを妨げるものではありません。応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

5. 支払いについて

Q. 5 - 1 給付金20万円について、源泉徴収はされますか。

A. 5 - 1 本事業でお支払いする給付金は、課税対象となる可能性があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

Q. 5 - 2 給付金支払い口座について、他人の口座や事務所の口座を指定することはできますか。

A. 5 - 2 応募者ご本人の口座か、グループでの応募の場合代表者の口座へのお振込に限らせていただきます。なお、口座情報は事務局による映像作品の確認後に提出してもらった給付金交付請求書に記載していただきます。

Q. 5 - 3 支払いはいつ頃行われますか。

A. 5 - 3 映像作品の内容確認後、支払い手続きを経て9月上旬をめどに順次お支払いする予定です。

Q. 5 - 4 次回の募集の予定はありますか。

A. 5 - 4 次回の募集は、現在のところ予定していません。